

大口町告示第133号

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月23日

大口町長 鈴木雅博

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱（平成17年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びにヘリコバクター・ピロリ抗体及びペプシノゲン検査」を「、ヘリコバクター・ピロリ抗体及びペプシノゲン検査並びに新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査」に改める。

別表2 健康診査に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査	唾液検査	5,000円
----------------------	------	--------

様式第1中「㊦」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。